



指令第 173 号

一般廃棄物（収集運搬業）許可証

住所 市原市五井9093番地3

氏名 みどり産業株式会社

代表取締役 津根 頼行

(法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・第6項）の許可を受けた者であることを証する。

富里市長 五十風 博文



許可の年月日 令和2年11月 1日

許可の有効年月日 令和4年10月31日

複写無効

1 許可番号 第 21 号

2 許可の区分 収集、運搬

3 事業の範囲

(1) 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物のうち厨芥・紙くず類、缶類、びん類、ペットボトル、古紙・ダンボール類、一般家庭粗大ごみ

(2) 積替え又は保管場所の有無

■ 無し □ 有り

4 営業の区域 富里市内全域

5 許可の更新又は変更の状況

令和 2年11月 1日 更新許可

令和 2年 9月14日 業範囲変更

平成30年11月 1日 更新許可

平成28年11月 1日 更新許可

6 許可条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を厳守すること。

(2) 市内事業者より排出される一般廃棄物に限る。

(3) 市内の家庭から一時的に多量排出される一般廃棄物に限る。